会員各位

荒井商事株式会社 アライオートオークション仙台株式会社 アライオートオークショングループ

重要

デポジット会員規約改定のご案内

拝啓 盛夏の侯、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、2020年8月15日より、アライデポジット会員制度 規約の内容の一部を改定し、運営を行います。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導入日

2020年 8月 15日

内 容

デポジット会員規約改定

1. 第7条 (出品者に対する成約車両代金等の支払い)

《現在》

アライ AA による出品者に対する成約車両代金・自動車税等の支払いは、当該オークション開催日の成約車両すべての登録書類を提出した場合であっても、原則として、当該オークション開催日より 6 日後に行うものとします。



《改定後》

アライ AA による出品者に対する成約車両代金・自動車税等の支払いは、当該オークション開催日の成約車両すべての登録書類を提出した場合であっても、当該オークション開催日を含む 7 日以降に行うものとします。

2. 第8条 (搬出規定)

《現在》

デポジット会員の落札車両の搬出は、落札代金の入金後となります。また、当社が落札者から入金を確認 した時点で、落札車両の所有権は出品者から落札者に移転されるものとします。

 \downarrow

《改定後》

デポジット会員の落札車両の搬出は、落札代金の入金後となります。また、当社が落札者から入金を確認 した時点で、落札車両の所有権は出品者から落札者に移転されるものとします。成約後に売買契約解除と なった車両の搬出についても、キャンセル料等の入金後となります。

以上

